

報道関係者 各位

平成23年4月21日

【照会先】

職業能力開発局能力開発課

課長 田畠 一雄

主任職業能力開発指導官 谷 直樹

課長補佐 渡部 幸一郎

(代表電話) 03-5253-1111 (内線5921, 5963)

(直通電話) 03-3502-6957

基金訓練の不正事案の調査結果等の公表について

厚生労働省は、栃木県の基金訓練実施機関(一般社団法人 職業能力教育協会)の不正事案についての報道を受け、その事実関係を調査してきたところですが、今般、当該訓練実施機関の不正受給の具体的な事実関係を確定し、本日、中央職業能力開発協会から、不正に受給した訓練奨励金の全額の返還等を求めたことを公表します(別紙1)。

また、同様の事案が他に発生していないかについて全国調査を実施しており、その調査状況について併せて公表します(別紙2)。

厚生労働省及び中央職業能力開発協会としては、今後、同様の不正事案の発生を防止するため、以下に取り組みます。

- ① 中央職業能力開発協会のチェック体制を強化し、支給申請の際の出席状況報告に出欠簿の写しを添付させ、確認を徹底する。
- ② 全国の訓練実施機関への抜き打ち調査を行い、虚偽の報告等の不正事案がないか確認を徹底する。
- ③ 不正の事実が認められた訓練実施機関に対しては、以後基金訓練として認定しないほか、不正に受給された金額に加え、不正があったコース以降に開始された全てのコースについて、支給された訓練奨励金の全額を返還させるなど厳正に対処する。

一般社団法人 職業能力教育協会の不正受給について

- 1 訓練実施機関の名称：一般社団法人 職業能力教育協会（以下「教育協会」という。）
- 2 代表者氏名：加藤裕章
- 3 主たる事務所所在地：栃木県大田原市新富町 2-9-1
- 4 調査の対象とした基金訓練：教育協会が平成 22 年 5 月から実施した全 14 コース（受講者総数 258 人）
- 5 不正の概要

(1) 訓練奨励金等

不正が認められた金額：計 1,740,000 円（5 コース 14 人分の合計 19 月分）

内容：訓練奨励金の支給申請に当たり、訓練に出席していない者を出席と偽って申請し、不正に訓練奨励金を受給していたもの。

返還を請求した金額：計 82,900,000 円（不正額に加え、不正があったコース以降の全コースに対する訓練奨励金及び新規訓練設定奨励金の全額）

平成 23 年 4 月 21 日付で、中央職業能力開発協会から教育協会に対し、不正が認められる全額の返還を求めるとともに、不正が認められる最初のコース以降に開始されたすべてのコースに対して支給された訓練奨励金の全額（61,160,000 円）及び新規訓練設定奨励金の全額（20,000,000 円）の返還を求めたところ。

(2) 訓練・生活支援給付

不正が認められた金額：計 2,580,000 円（5 コース 8 人分の合計 24 月分）

内容：訓練受講者が訓練・生活支援給付の支給申請を行う際に、訓練日の 8 割以上出席を満たしていない者について、訓練の出席状況を偽った報告書を作成し、不正に訓練・生活支援給付を受給させていたもの。

返還を請求した金額：計 2,580,000 円

平成 23 年 4 月 21 日付で、中央職業能力開発協会から不正受給が認められる訓練受講者に対し、不正に受給したと認められる全額の返還を求めたところ。

基金訓練の不正事案に係る全国調査について

1 調査目的

訓練生活支援給付等の申請に当たり、受講生の訓練出席状況について虚偽の報告を行うこと等の不正事案がないか、全国の訓練実施機関への訪問調査により確認、把握する。

2 調査の内容

調査対象：基金訓練を23年1月に開講したコースを中心に596コースを選定

調査期間：平成23年2月22日～平成23年4月21日

調査方法：厚生労働省の指示の下、雇用・能力開発機構都道府県センターが訓練実施機関を訪問し、出欠簿の確認及び受講者へのアンケート調査を行うとともに、受講者からの事情聴取等を実施

3 調査結果

訪問数：596コース（受講者9,345人）

うち、不正の疑いが残り、引き続き本人からの事情の聴取等により、確認、調査が必要なもの：10コース、13人

- ・ 出欠簿と給付金等の申請書類の齟齬の理由について、事実に基づく明確な説明がなかったもの
- ・ 欠席がやむを得ない事情に当たるとしているが、事実関係に疑義のあるもの
- ・ アンケート調査により、複数の受講者から欠席が多い等の指摘があつたもの 等

